

岩内町の地域公共交通を考える



岩内町 企画経済部 企画産業課
(企画担当)

1

人とまちを幸せにする地域公共交通

(1)社会基盤として充実すべき地域公共交通

- ・超高齢化社会を迎え、交通弱者が増加。
- 道路や上下水道などの社会基盤施設と同様、行政がまちづくりの一環として地域公共交通を計画的に整備を進める時期を迎えている。

(2)人とまちを幸せにする地域公共交通

- ・地域公共交通の導入は、暮らしを豊かにすることもできれば、既存の交通体系との繋がりを損ない、マイナスになる場合もある。
- 岩内町に見合った交通体系の手法を見いだす。

(3)地域公共交通づくりの考え方

- ・役場内での横断的な取り組みを進め、地域公共交通に利用してもらう手法を考え、地域（住民、企業や商店）と協働した取り組みを実施する必要あり！

2

地域公共交通は、まちづくりの要

☆町づくりに果たす役割

～地域公共交通は、「まちづくりの要」となることを意識し、進めることが重要

☆必要性

～厳しい財政状況におかれている現在、多額の財政負担を覚悟してまで、地域公共交通を支えるのか？理由、心構えをしっかりとする必要あり。

3

地域公共交通が「まちづくり」に果たす役割

～ 地域公共交通の充実と「まちづくり」との関係



4

地域公共交通の充実①

① 「暮らしやすいまちづくり」に貢献

地域公共交通～自動車を使用しない方々の、通勤、通学、通院、買い物の移動手段

利便性が向上すると、人々の評価も向上。

町外への転出防止、転入促進に貢献する可能性。有り！

常に利用者の視点に立ち、何に期待されているかを考えることが必要。

5

地域公共交通の充実②

② 「にぎわいのあるまちづくり」に貢献

地域公共交通の充実～買い物客や観光客などを、商業地域に誘導する役割



街なか・商店街への誘導に貢献



商店街への乗降位置、買い物と公共交通を組み合わせた料金の工夫



にぎわいのある街づくりを提供できるチャンス

6

地域公共交通の充実③

③ 「高齢者や障がい者などに優しいまちづくり」に貢献

公共交通を最も必要とする住民→自動車を運転しない
高齢者や障がい者、学生



外出しやすい「まち」を形成 (外出するキッカケ、引き籠もり防止)



高齢者・障がい者などに喜ばれる優しいまちづくりに貢献

7

地域公共交通の充実④

④ 「環境負荷を軽減するまちづくり」に貢献

自動車の利用を抑制～温室効果ガスの排出削減に貢献

冬期間～通勤時、自宅前の除雪や勤務先での駐車場確保の
心配ご無用 (企業との連携)



自動車の依存しない便利な「まち」を形成



環境負荷の軽減に貢献

8

地域公共交通の充実⑤

⑤ 「地域の安全を高めるまちづくり」に貢献

- ・地域公共交通の充実～乗務員や乗客の目→町内パトロール



緊急時には駆け込み場所としても利用可能

- ・運転に不安な高齢者 → 免許を返納するドライバーも
(免許返納者には乗車チケットを配布するなど、補助する自治体もあり。)



地域公共交通が地域の安全に向けた連携の推進役

9

地域公共交通の必要性

自治体が地域公共交通を支えるべき理由

- ・従来は、民間の交通事業者が中心となり地域公共交通を支えてきた。しかし、車社会の浸透など利用者は減少し、赤字に苦しむ事業者が増加
- ・特に、過疎地における地域公共交通網の弱体化が急激に進行



路線バスなどの撤退などは、地域の衰退に拍車がかかる！



地域公共交通は、日常不可欠なインフラであり、街の賑わいを促す動脈

★民間の交通事業者任せで済んだ時代は終わり

★自治体や地域住民が、積極的に乗り出すべき時代に突入している！

10

地域公共交通の必要性

自治体が地域公共交通を支えるべき理由

1. 最低限の条件（シビルミニマムとして）

～交通弱者（高齢者や子ども）等に対して、通院や買い物など、必要な移動手段を提供することは、自治体が住民の日常生活維持に向けて用意しなければならない**最低限の条件**=シビルミニマムです。

2. 超高齢化社会の到来に備えて

～運転に不安を覚える高齢者の増加が予想されることから、利用しやすい移動手段を提供し、**外出を促し、生きがいがづくりや健康づくり**など、今から備える必要がある。

3. ノーマライゼーションの推進に向けて

～誰もが住み慣れた地域社会で生活できる環境を整備することが求められている。障がいや年齢など関係なく、**誰もが円滑に移動できる仕組みが必要**

→ 地域公共交通を、**自治体が調整役**となって進めて行く必要がある。

地域公共交通導入に際しての心構え

① 財政的な負担の覚悟

- ・過疎地では自動車での移動が定着。地域公共交通は交通手段を持たない高齢者が主な利用者となる可能性。
- ・利用収入だけでは賄えない可能性が非常に高く、運営経費を負担する可能性が大。

② 地域すべての関係者の協働

- ・地域の住民が利用しやすいよう、住民の対話や関係者との協力など、地域の協働によって愛される仕組みを創ることが重要。
- ・また、行政も横断的な意思の疎通を図り、計画づくりに積極的に参加する。

③ 運行後のマネジメント

- ・運行後、十分に発揮しているかが重要（乗車人数や収支ではない）。
- ・当初の目的の達成に貢献しているか見定める必要あり。
- ・住民ニーズの把握や問題点発見の活動など、常日頃から実施する必要がある。

協議会の設立

・協議会設置の理由

- ・地域公共交通の活性化および再生に関する法律第6条第1項に基づき、地域公共交通総合連携計画の素案作成に関する協議および実施に係る連絡調整を行うため。

・法律に基づく協議会のメリット

- ① 協議会への参加要請に対する応諾義務
- ② 協議会参加者の協議した結果の尊重義務
- ③ 公共交通事業者や利用者による連携計画の作成や変更の提案制度のルール化

地域の多様な関係者による合意形成や協働の取り組みを、より効率的・効果的かつ確実にを行う事が可能。

13

協議会のメンバー

協議会のメンバー

- ・計画を策定する町～副町長以下町部局の部長
- ・道路管理者～国、道
- ・公安委員会～岩内警察署
- ・公共交通事業者～バス会社、町内のハイヤー・タクシー会社
- ・学校関係～校長会、PTA連合会、岩内高校、教育委員会
- ・地域の住民など～老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会、社協などの福祉団体、商工会議所や観光協会、女性の会や一般公募の方
- ・国や道～北海道運輸局札幌運輸支局、後志総合振興局
- ・アドバイザー～千葉博正 工学博士（札幌大学教授）

14

ワーキンググループ(WG)の設置

- ・このWGは、地域公共交通総合連携計画の作成等にあたり、業務に応じた担当者レベルの作業グループとし、様々な問題点や課題整理、共通認識を図ることを目的。
- ・企画経済部長を座長とし、役場内の協働、防災交通、介護福祉、社会福祉、商工観光、土木管理、学校教育の各セクションの係長職7名で構成。
- ・WGは、必要に応じ、交通事業者や商店主などの各専門分野の方々に出席を求めることも可能。
- ・第1回 WG 平成26年2月14日(金) 委員会室で開催